

磐田市条例第 3 2 号

磐田市迷惑防止条例

(目的)

第 1 条 この条例は、迷惑行為の防止及び環境の美化に関し必要な事項を定めることにより、市民等及び事業者の意識の向上を図り、迷惑行為のない快適で良好な生活環境を実現することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 迷惑行為 第 8 条から第 1 1 条まで、第 1 3 条第 1 項、第 1 4 条第 1 項及び第 1 5 条第 1 項の規定に違反する行為をいう。
- (2) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (3) 事業者 市内において、事業活動を行う全ての者をいう。
- (4) 所有者等 土地又は建物を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- (5) 廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号）第 2 条第 1 項に規定する廃棄物をいう。
- (6) 回収容器 空き缶等（空き缶、空き瓶、プラスチック容器その他の飲料を収納していた容器をいう。以下同じ。）を回収するための容器をいう。
- (7) 公共の場所 公園、道路、河川、水路その他これらに類する場所をいう。
- (8) 飼養者 犬又は猫を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- (9) 飼い犬 飼養者のいる犬をいう。
- (10) 飼い猫 飼養者のいる猫をいう。

(市民等の責務)

第 3 条 市民等は、迷惑行為のない快適で良好な生活環境の確保及び環境の美化に自ら努めるとともに、市がこの条例の目的のために実施する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第 4 条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、迷惑行為のない快適

で良好な生活環境の確保及び環境の美化に必要な措置を講ずるとともに、市がこの条例の目的のために実施する施策に協力しなければならない。

(市の責務)

第5条 市は、この条例の目的を達成するため、市民等及び事業者と一体となって迷惑行為のない快適で良好な生活環境の確保及び環境の美化に必要な施策を総合的に実施するものとする。

2 市は、市民等及び事業者が迷惑行為のない快適で良好な生活環境の確保及び環境の美化に関し理解を深め、自主的な行動を促進するよう意識の啓発に努めるものとする。

(環境美化の日等)

第6条 市長は、良好な環境の促進について市民等、事業者及び所有者等の関心と理解を深めるため、環境美化の日を設けることができる。

2 市内に居住する者及び事業者は、その周辺地域において、清掃活動等を積極的に推進し、環境美化に努めなければならない。

(環境美化指導員)

第7条 市長は、地域における環境美化を促進するため、環境美化指導員(以下「指導員」という。)を委嘱することができる。

2 指導員は、環境美化に関する啓発、指導その他の活動を行う。

3 指導員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(投棄の禁止)

第8条 何人も、みだりに廃棄物を公共の場所及び他人が所有し、占有し、又は管理する場所に捨ててはならない。

(回収容器の設置、管理等)

第9条 自動販売機により飲食料を販売する者は、その販売によって生ずる空き缶等が投棄されないように回収容器を設置し、これを適正に管理しなければならない。

2 前項の規定により、回収容器を設置した者は、回収した空き缶等のうち再資源化の可能なものについて、その再資源化に努めなければならない。

(土地又は建物の雑草等の管理)

第10条 所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地又は建物に繁茂する雑草、枯れ草、竹木又は廃棄物その他これに類するもの（第19条において「雑草等」という。）により周辺の生活環境を損なうことのないよう管理しなければならない。

（飼い犬のふんの放置の禁止）

第11条 飼い犬の飼養者は、その飼い犬が公共の場所及び他人が所有し、占有し、又は管理する場所において排せつしたふんを放置してはならない。

（指導又は勧告）

第12条 市長は、第8条、第9条第1項、第10条及び前条の規定に違反した者に対し、必要な指導又は勧告をすることができる。

（屋外における廃棄物の焼却行為への配慮）

第13条 何人も、屋外における廃棄物の焼却行為により周辺の生活環境を損なうことのないよう努めなければならない。

2 市長は、屋外における焼却行為が、周辺の生活環境を損なうと認めるときは、当該行為をした者に対し、必要な指導又は勧告をすることができる。

（周辺の生活環境を損なう騒音又は悪臭への配慮）

第14条 市民等は、その日常生活に伴って発生する騒音又は悪臭により周辺の生活環境を損なうことのないよう努めなければならない。

2 市長は、周辺の生活環境を損なう騒音又は悪臭が発生したと認めるときは、当該騒音又は悪臭を管理又は制御できる者に対し、必要な指導又は勧告をすることができる。

（飼い猫の飼養者の配慮）

第15条 飼い猫の飼養者は、その飼い猫を適切に管理し、周辺の生活環境を損なうことのないよう努めなければならない。

2 市長は、飼い猫が周辺の生活環境を損なうと認めるときは、当該飼養者に対し、必要な指導又は勧告をすることができる。

（措置命令）

第16条 市長は、第12条の規定による指導又は勧告を受けた者が、正当な理由なく当該指導又は勧告に従わないときは、その者に対し、履行期限を定めて必要な措置を講じるよう命ずることができる。

(立入調査)

第 17 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、次に掲げる土地又は建物に立ち入らせ、必要な調査をさせることができる。

- (1) 第 10 条の規定に違反し、適切に管理されていない土地又は建物
- (2) 第 13 条第 1 項に規定する廃棄物を焼却する土地
- (3) 第 14 条第 1 項に規定する騒音又は悪臭が発生する土地又は建物
- (4) 第 15 条第 1 項に規定する飼い猫の飼養者の土地又は建物

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公表)

第 18 条 市長は、第 16 条の規定による命令を受けた者が、正当な理由なくその命令に従わないときは、その旨及びその命令を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該公表の対象となる者にその理由を通知し、弁明の機会を与えなければならない。

3 市長は、前項の規定により当該公表の対象となる者が弁明をしたときは、第 1 項の規定による公表の際、当該弁明の内容を併せて公表しなければならない。

(雑草等除去の代執行)

第 19 条 市長は、第 10 条の規定に違反した所有者等が第 16 条の規定による命令を受け、履行期限を過ぎてもなおこれを履行しないときは、行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）の定めるところにより、当該雑草等の除去を行うことができるものとし、その費用は、当該所有者等から徴収するものとする。

(委任)

第 20 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(磐田市環境美化条例の廃止)

2 磐田市環境美化条例(平成 17 年磐田市条例第 163 号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 第 12 条、第 13 条第 2 項、第 14 条第 2 項、第 15 条第 2 項及び第 16 条から第 19 条までの規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われる迷惑行為について適用し、施行日前に行われた迷惑行為については、なお旧条例の例による。

4 この条例の施行の際現に廃止前の旧条例の規定により環境美化指導員を委嘱されている者は、この条例の規定により環境美化指導員を委嘱されたものとみなし、その任期は、旧条例の規定による環境美化指導員の残任期間とする。